

事業承継を円滑に進めるための相続税課税の軽減措置

Q : 私は将来、父の営む事業を承継する予定ですが、父が亡くなり事業の用に供している土地や自社株などに多大な相続税が課税されると、相続税支払いのために土地や株式を処分して、事業承継が困難になる可能性もあります。何か良い方法はありますか？

A : 一定の要件を満たせば、事業の用に供している土地や特定同族会社株式について相続税課税の軽減措置が受けられます。

【解説】

中小企業の事業の用に供している土地や特定同族会社株式は、経営と切り離すことが困難で換金しづらく、相続税の納税資金になりにくいという一面を有していることから、相続税においては、中小企業の事業承継、継続、発展を考慮して、軽減措置を設けています。

概要は、①被相続人の事業の用に供されていた宅地のうち面積400㎡までの部分、いわゆる小規模宅地については、通常の方法によって評価した価額からその価額の80%相当額を減額することができる、②経営者の相続開始に伴い、事業承継者が取得した特定同族会社株式等については、価額が20億円未満のものについて3億円以下の部分の10%を減額することができる、というものです。ただし、これにはいずれも一定の要件を満たす必要があります。

また、これらの軽減措置は、一定の限度額内であれば併用することもできます。

